

訪問型サービス（訪問介護相当・基準緩和A型）の基準・報酬等について

I. 基本方針

- ・訪問介護相当サービスについては、国の基準どおりの設定とする。
- ・基準緩和サービス（A型）については、質は担保しつつ、身体介護を含まない、比較的専門性が高くないサービスであることを考慮して基準・報酬を設定し、各種加算・減算は令和6年4月より初回加算のみ実施し、同一建物減算については廃止することとする。また、令和6年6月より訪問介護相当サービスと同様の介護職員等処遇改善加算について実施する。

II. サービスの概要

項目	本市訪問介護相当	国のA型ガイドライン	本市A型
サービス内容	身体介護・生活援助	身体介護を含まない生活援助	ガイドラインに同じ
サービス提供時間の目安	特に規定なし	特に規定なし	ガイドラインに同じ ※60分程度
サービス対象者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、右記の(ア)(イ)に該当する者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、下記(ア)(イ)に該当しない軽度者 (ア) 既にサービスを利用しているケースで、サービス利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース (イ) ケアマネジメントで以下のような訪問介護職員による専門的なサービスが必要と認められるケース ・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要とする者 ・ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者など専門的な支援を必要とする者 ・心疾患や呼吸器疾患、がんなどにより日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者 ・ストーマケアが必要な者 等 ※(イ)についてはあくまで例示である。	

Ⅲ. 基準

(1) 人員配置

項目	本市訪問介護相当	国のA型ガイドライン	本市A型
①管理者	専従常勤	専従1以上	ガイドラインに同じ
②管理者 専従但書	支障がない場合、他の職務、 他事業所等の職務に従事可能	支障がない場合、他の職務、 他事業所等の職務に従事可能	ガイドラインに同じ
③従事者	常勤換算で2.5以上	必要数	常勤換算で1以上必要数
④従事者の 資格要件	介護福祉士又は介護職員初 任者研修等修了者	介護福祉士、介護職員初任 者研修等修了者または一定 の研修受講者	介護福祉士、介護職員初任 者研修等修了者または市が 実施する研修修了者
⑤従事者 一定の研 修	訪問介護で創設される生活 援助中心型研修修了者	旧ホームヘルパー3級程度	旧ホームヘルパー3級課程 を参考に市がカリキュラム を別途定める
⑥研修時 間の目安		特に規定なし ※旧ホームヘルパー3級は 50時間程度	14～15時間程度
⑦サービ ス提供責 任者（訪 問事業責 任者）	【サービス提供責任者】 介護福祉士（初任者研修課 程修了者及び旧2級課程修 了者は廃止。現に従事して いる者については平成30 年度末まで従事可能）	【訪問事業責任者】 介護福祉士、介護職員初任 者研修修了者又は一定の研 修受講者 ※従事者要件に同じ	【訪問事業責任者】 3年以上介護等の業務に従 事した介護福祉士又は介護 職員初任者研修修了者等 （初任者研修修了者の場合 の減算なし）
⑧責任者 の配置要 件	常勤の訪問介護員のうち利 用者（※）40人につき1人 配置 ※訪問介護と訪問介護相当 を合算 ※50人につき1人設置の特 例あり	従事者のうち必要数	従事者のうち1以上必要数 ※訪問介護と訪問介護相当 と一体的に運営する場合 には訪問介護と相当のみで基 準満たす必要

(2) 設備

項目	本市訪問介護相当	国のA型ガイドライン	本市A型
区画	運営に必要な広さを有す る専用の区画	運営に必要な広さを有す る区画	ガイドラインに同じ
備品・設 備	サービスの提供に必要な 設備及び備品	サービスの提供に必要な 設備及び備品	ガイドラインに同じ

(3) 運営・効果的な支援の方法

項目	本市訪問介護相当	国のA型ガイドライン	本市A型
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要支援認定の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・介護予防支援事業者等との連携 ・介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供 ・介護予防サービス計画等の変更の援助 ・身分を証する書類の携行 ・サービス提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・同居家族に対するサービス提供の禁止 ・利用者に関する市町村への通知 ・緊急時等の対応 ・管理者及びサービス提供責任者の責務 ・運営規程の整備 ・介護等の総合的な提供 ・勤務体制等の確保、ハラスメント防止体制の整備 ・業務継続計画の策定等 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理、感染症発生及びまん延防止のための措置 ・重要事項等の掲示 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・誇大広告の禁止 ・不当な働きかけの禁止 ・介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止 ・苦情処理体制の整備 ・地域との連携 ・事故発生時の対応 ・虐待防止体制の整備 ・会計の区分 ・記録の整備と5年間の保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応の規定 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 <p>のみを必須項目として規定。</p>	訪問介護相当に同じ
効果的な支援に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的取扱い方針の規定 ・具体的取扱い方針の規定 ※個別計画の作成必須 ・サービス提供に当たっての留意点の規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて個別計画の作成 	訪問介護相当に同じ

IV. 報酬等

(1) 基本報酬（月額包括）

訪問介護相当	本市A型*
週1回程度（要支援1・2・事業対象者）：1,176単位	週1回程度：805単位
週2回程度（要支援1・2・事業対象者）：2,349単位	週2回程度：1,610単位
週2回超程度（要支援2・事業対象者）：3,727単位	週2回超：2,415単位

*要支援度別ではなく、回数別の単価とする

(2) 利用者負担と支給限度額

項目	訪問介護相当	本市A型
利用者負担	利用者負担割合による	
支給限度額管理	要支援1と事業対象者は要支援1と同額 要支援2は要支援2と同額	

(3) 加算・報酬単価等

項目	訪問介護相当	ガイドライン	本市A型
初回加算	200単位/月	規定なし	訪問介護相当に同じ
同一建物利用者20人以上50人未満の場合の減算	所定単位数の10%減算		実施しない
同一建物利用者50人以上の場合の減算	所定単位数の15%減算 (新設)		
同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合の減算	所定単位数の12%減算 (新設)		
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%減算 (新設)		
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%減算 (新設)		
生活機能向上連携加算(I)	100単位/月		
生活機能向上連携加算(II)	200単位/月		
口腔連携強化加算	50単位/月(新設)		
特別地域加算	所定単位数の15%		
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%		
中山間地域等に居住者する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%		

令和6年5月31日まで算定可能

項目	訪問介護相当	ガイドライン	本市A型
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の13.7%	規定なし	実施しない
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10.0%		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の5.5%		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の6.3%		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の4.2%		
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の2.4%		

令和6年6月1日より算定可能

項目	訪問介護相当	ガイドライン	本市A型
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の24.5%(新設)	規定なし	訪問介護相当と同じ
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の22.4%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の18.2%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の14.5%(新設)		

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで算定可能

項目	訪問介護相当	ガイドライン	本市A型
介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の22.1%(新設)	規定なし	実施しない
介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の20.8%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の20.0%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の18.7%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の18.4%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の16.3%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の16.3%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の15.8%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の14.2%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の13.9%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の12.1%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の11.8%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の10.0%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の7.6%(新設)		

訪問型サービスC型の基準・報酬等について

I. 基本方針

通所型サービスC型利用者に対して、専門職による自宅での相談指導等を行うサービスとする。

II. サービスの概要

項目	訪問型サービスC型
サービス内容	<p>通所型サービスC型利用者に対して、リハビリ専門職が自宅訪問し、自宅での生活動作や環境を把握し、ADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）の改善に向けた支援を行う。</p> <p>《利用期間及び回数》</p> <p>通所型サービスC型の利用期間中、3か月間で4回を限度とする。ただし、3か月経過時のサービス担当者会議等において必要と判断された場合は、1か月間の延長につき1回を追加し、6か月間で7回を限度とする。</p> <p>《利用時間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回訪問：60分程度/回 ・2回目以降：30分程度/回
サービス対象者	通所型サービスC型利用者で、介護予防ケアマネジメントの結果、訪問による日常生活上の指導が必要である者

III. 基準

(1) 人員基準

項目	訪問型サービスC型
管理者	通所型サービスC型の事業所基準と同様
従事者	<p>初回訪問：理学療法士又は作業療法士 1人以上</p> <p>2回目以降：上記のリハビリ専門職 1人以上</p>

(2) 運営・効果的な支援の方法

項目	訪問型サービスC型
運営基準	通所型サービスC型の運営基準と同様

IV. 報酬等

(1) 基本報酬

項目	訪問型サービスC型
事業対象者	通所型サービスC型とセットとして実施する。※7回を限度
要支援1	<ul style="list-style-type: none"> ・初回訪問 302単位/回 ・2回目以降 151単位/回
要支援2	(利用者負担 1割負担※一定以上所得者は、2割～3割負担)

通所型サービス（通所介護相当・基準緩和A型）の基準・報酬等について

I. 基本方針

- ・通所介護相当サービスについては、国の基準どおりの設定とする。
- ・基準緩和サービス（A型）については、質は担保しつつ、身体介助を含まない、比較的専門性が高くないサービスであることを考慮して基準・報酬を設定し、令和6年4月より相当サービスの改定率に準じて改定する。各種加算・減算は令和6年4月より通所介護相当サービスで新設された、送迎を行わない場合の減算を新設し、これまで実施していた送迎加算については、加算単位数を基本報酬に含めることとした。また、令和6年6月より、通所介護相当サービスと同様の介護職員等処遇改善加算について実施する。

II. サービスの概要

項目	本市通所介護相当	国のA型ガイドライン	本市A型
サービス内容	利用者の自立した生活に資する必要な日常生活上の支援や機能訓練	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業	ガイドラインに同じ 身体介助は含まない ※2時間以上 ※入浴は費用に含まない。 実施する場合は実費とする
サービス提供時間の目安	特に規定なし	特に規定なし	ガイドラインに同じ
サービス対象者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、右記の(ア)(イ)に該当する者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、下記(ア)(イ)に該当しない軽度者 (ア)既にサービスを利用しているケースで、サービス利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース (イ)ケアマネジメントで以下のような訪問介護職員による専門的なサービスが必要と認められるケース ・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要とする者 ・ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者など専門的な支援を必要とする者 ・心疾患や呼吸器疾患、がんなどにより日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者 ・ストーマケアが必要な者 等 ※（イ）についてはあくまで例示である。	

Ⅲ. 基準

(1) 人員基準

項目	本市通所介護相当	国のA型ガイドライン	本市A型
①管理者	専従常勤	専従1以上	ガイドラインに同じ
②管理者 専従但書	支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能	支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能	ガイドラインに同じ
③生活相談員	サービス提供時間を通じて1以上 ※事業所単位で生活相談員又は従事者の1人以上は常勤	不要	ガイドラインに同じ
④生活相談員資格	社会福祉主事または同等の能力を有する者		
⑤看護職員	看護師又は准看護師単位ごとに1以上 ※定員が10名以下の場合には介護職員の配置で可。 ※病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が通所型サービス事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には看護職員が配置されているものとする。なお、「密接かつ適切な連携」とは、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制のことである。	不要	看護師又は准看護師の配置がない場合には消防署が実施する「普通救命講習」を修了しているものを配置
⑥従事者の配置	勤務延時間数をサービス提供単位時間数で除した数が単位ごとに ・15人までは専従1以上 ・15人超の場合は利用者1人に専従0.2以上 ※常時1以上の確保必要 ※事業所単位で生活相談員又は従事者の1人以上は常勤	勤務延時間数をサービス提供単位時間数で除した数が単位ごとに ・15人までは専従1以上 ・15人超の場合は利用者1人に必要数	(定員10人以下) 専従1以上 (定員10人超) 専従2以上
⑦機能訓練指導員の配置	1以上	不要	ガイドラインに同じ
⑧機能訓練指導員の資格	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師		

(2) 設備

項目	本市通所介護相当	国のA型ガイドライン	本市A型
区画	食堂及び機能訓練室の合計面積3㎡×利用定員(※)以上 ※要介護と要支援者の合計	サービスを提供するために必要な場所の面積3㎡×利用定員(※)以上 ※A型定員数	ガイドラインに同じ
備品・設備	・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他非常災害に必要な設備・備品 ・その他サービスの提供に必要な設備及び備品等	サービスの提供に必要な設備及び備品	・消火設備その他非常災害に必要な設備・備品 ・その他サービスの提供に必要な設備及び備品等

(3) 運営・効果的な支援の方法

項目	本市通所介護相当	ガイドライン	本市A型
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要支援認定の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・介護予防支援事業者等との連携 ・介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供 ・介護予防サービス計画等の変更の援助 ・サービス提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・利用者に関する市町村への通知 ・緊急時等の対応 ・運営規程の整備 ・勤務体制等の確保等、ハラスメント防止体制の整備、認知症介護基礎研修の受講 ・業務継続計画の策定等 ・定員の遵守 ・非常災害対策 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理、感染症発生及びまん延防止のための措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応の規定 ・廃止・休止の届出と便宜の提供のみを必須項目として規定。 	通所介護相当に同じ

項目	本市通所介護相当	ガイドライン	本市A型
	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項等の掲示 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・誇大広告の禁止 ・不当な働きかけの禁止 ・介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止 ・苦情処理体制の整備 ・地域との連携 ・事故発生時の対応 ・虐待防止体制の整備 ・会計の区分 ・記録の整備と5年間の保存 		
効果的な支援に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的取扱い方針の規定 ・具体的取扱い方針の規定 ※個別計画の作成必須 ・サービス提供に当たっての留意点の規定 ・安全管理体制の確保 	・必要に応じて個別計画の作成	本市通所介護相当に同じ ※必要に応じて個別計画の作成

IV. 報酬等

(1) 基本報酬

本市通所介護相当		本市A型*	
週1回程度（要支援1・2・事業対象者）	： 1,798 単位	月4回程度	： 1,361 単位
週2回程度（要支援2・事業対象者）	： 3,621 単位	月8回程度	： 2,676 単位

*要支援度別ではなく、回数別の単価とする

(2) 利用者負担と支給限度額

	通所介護相当	本市A型
利用者負担	利用者負担割合による	
支給限度額管理	要支援1と事業対象者は要支援1と同額 要支援2は要支援2と同額	

(3) 加算・報酬単価等

項目	本市通所介護相当	ガイドライン	本市A型
事業所が送迎を行わない場合の減算	△47 単位/回・片道 (新設)	規定なし	通所介護相当に同じ
中山間地域等に居住者する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%		実施しない
同一建物に居住する者への提供した場合の減算	要支援 1 △376 単位 要支援 2 △752 単位		
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1%減算 (新設)		
業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1%減算 (新設)		
生活機能向上グループ活動加算	100 単位/月		
若年性認知症利用者受入加算	240 単位/月		
栄養アセスメント加算	50 単位/月		
栄養改善加算	200 単位/月		
口腔機能向上加算 (I)	150 単位/月		
口腔機能向上加算 (II)	160 単位/月		
一体的サービス提供加算	480 単位/月 (新設)		
サービス提供体制強化加算 (I)	要支援 1 88 単位 要支援 2 176 単位		
サービス提供体制強化加算 (II)	要支援 1 72 単位 要支援 2 144 単位		
サービス提供体制強化加算 (III)	要支援 1 24 単位 要支援 2 48 単位		
生活機能向上連携加算 (I) (3月に1回を限度)	100 単位/月		
生活機能向上連携加算 (II)	200 単位/月		
口腔・栄養スクリーニング加算 (I) (6月に1回を限度)	20 単位/月		
口腔・栄養スクリーニング加算 (II) (6月に1回を限度)	5 単位/月		
科学的介護推進体制加算	40 単位/月		
定員超過・人員欠如による減算	所定単位数の 30%の減算		

令和6年5月31日まで算定可能

項目	本市通所介護相当	ガイドライン	本市A型
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の5.9%	規定なし	実施しない
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の4.3%		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の2.3%		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の1.2%		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の1.0%		
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.1%		

令和6年6月1日より算定可能

項目	訪問介護相当	ガイドライン	本市A型
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の9.2%(新設)	規定なし	通所介護相当に同じ
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の9.0%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の8.0%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の6.4%(新設)		

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで算定可能

項目	訪問介護相当	ガイドライン	本市A型
介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の8.1%(新設)	規定なし	実施しない
介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の7.6%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の7.9%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の7.4%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の6.5%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の6.3%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の5.6%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の6.9%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の5.4%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の4.5%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の5.3%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の4.3%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の4.4%(新設)		
介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の3.3%(新設)		

通所型サービスCの基準・報酬等について

I. 基本方針

生活機能改善を目的とした短期集中プログラムであり、内容は、運動器や口腔の機能向上、認知機能の低下予防等のプログラムを複合的に実施するサービスとする。

II. サービスの概要

項目	通所型サービスC型
サービス内容	<p>日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて、下記のプログラムを複合的に実施</p> <p>《内 容》</p> <ul style="list-style-type: none">・運動器の機能向上・口腔機能の向上・膝痛・腰痛対策・閉じこもり予防・支援・認知機能の低下予防・支援・うつ予防・支援・ADL（日常生活動作）・IADL（手段的日常生活動作）の改善 <p>※健康チェック</p> <p>《利用期間及び回数》</p> <p>月8回程度、3か月間で24回を限度とする。</p> <p>ただし、3か月経過時のサービス担当者会議等において必要と判断された場合は、6か月間まで期間を延長することができ、1か月間の延長につき8回を追加し、6か月間で48回を限度とする。</p> <p>《利用時間》</p> <p>1回あたり90分以上とする。</p>

Ⅲ. 基準

(1) 人員基準

項目	通所型サービスC型
管理者	1人（常勤者、他の職務、他事業所等の職務に従事可能）
従事者	①又は② ① 理学療法士又は作業療法士 2人以上 ② 理学療法士又は作業療法士 1人以上 集団への介護予防指導の経験のある健康運動指導士又は介護予防運動指導員 1人以上 ※プログラムの内容により、適宜、医師、歯科医師、保健師、看護師、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士等の保健・医療の専門職による指導を行うこと。

(2) 設備

項目	通所型サービスC型
区画	サービスを提供するために必要な場所の面積 3 m ² ×利用定員（※）以上 ※C型定員数 15人まで
備品・設備	サービスの提供に必要な設備及び備品 ・運動機能向上のためのトレーニング機器（高齢者が安全に利用できるように設計されたもの） 5種類以上 ・消火設備その他非常災害に必要な設備・備品 ・その他サービスの提供に必要な設備及び備品等

(3) 運営・効果的な支援の方法

項目	通所型サービスC型
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター等との連携 ・心身の状況等の把握 ・介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供 ・個別サービス計画の作成 ・サービス提供の記録と5年間の保存 ・利用料等の受領 ・緊急時等の対応 ・勤務体制の確保等、ハラスメント防止体制の整備 ・業務継続計画の策定等 ・定員の遵守 ・重要事項等の掲示 ・苦情処理体制の整備 ・地域との連携 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理、感染症発生及びまん延防止のための措置

項目	通所型サービスC型
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応の規定 ・虐待防止体制の整備 ・非常災害対策
効果的な支援に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的取扱い方針の規定 ・具体的取扱い方針の規定 ・サービス提供に当たっての留意点の規定 ・安全管理体制の確保

IV. 報酬等

(1) 基本報酬

	通所型サービスC型
事業対象者	月8回程度 2,999単位(月額包括) (利用者負担 1割負担※一定以上所得者は、2～3割負担)
要支援1	
要支援2	

(2) 減算

	通所型サービスC型
事業所が送迎を行わない場合の減算	△47単位/回・片道

V. その他

訪問型サービスとの併用について

通所型サービスC型利用者は、訪問型サービスC型以外は利用できないこととする。